

後期高齢者医療保険料率改定及び所得が低い方 に対する軽減基準の見直しのお知らせ

保険料率 の改定

今回の見直しでは、被保険者の増加により医療費の増加が見込まれることや、医療保険制度改革（皆様を支えている若い世代の負担上昇を抑制するための高齢者負担割合の見直しや出産育児一時金の一部を支援する仕組みの導入等）の影響を踏まえ、保険料率が改定されました。

後期高齢者医療保険料率は次のとおりです。

令和4・5年度

$$\text{年間保険料額 (賦課限度額 66 万円)} = \text{均等割額 (48,440 円)} + \text{所得割額 (基礎控除後の総所得金額等} \times 8.88\%)$$

令和6・7年度

$$\text{年間保険料額 (賦課限度額 80 万円)} = \text{均等割額 (56,400 円)} + \text{所得割額 (基礎控除後の総所得金額等} \times 11.60\%)$$

※令和5年度末(令和6年3月31日)時点で75歳以上または令和6年度末(令和7年3月31日)までに障害認定による被保険者である方の令和6年度の賦課限度額は、73万円です。

※「基礎控除後の総所得金額等」が58万円(年金収入211万円相当)以下の方の令和6年度の所得割率は、10.18%です。

所得が低い方 に対する 軽減基準の見直し

経済動向等を考慮し、令和6年度の均等割額の2割軽減および5割軽減の対象世帯に係る所得判定基準が次のとおり拡充されます。

※7割軽減は変更なし

軽減割合

世帯（世帯主および被保険者）の総所得金額等

令和5年度

$$\text{基礎控除額 (43 万円)} + 53.5 \text{ 万円} \times \frac{\text{世帯に属する被保険者数}}{\text{世帯に属する被保険者数}} + \{10 \text{ 万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)\}$$

以下の世帯

2割軽減
(軽減後の
均等割額
45,120 円)

令和6年度

$$\text{基礎控除額 (43 万円)} + 54.5 \text{ 万円} \times \frac{\text{世帯に属する被保険者数}}{\text{世帯に属する被保険者数}} + \{10 \text{ 万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)\}$$

以下の世帯

変更点

New

軽減割合

世帯（世帯主および被保険者）の総所得金額等

令和5年度

$$\text{基礎控除額 (43 万円)} + 29 \text{ 万円} \times \frac{\text{世帯に属する被保険者数}}{\text{世帯に属する被保険者数}} + \{10 \text{ 万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)\}$$

以下の世帯

5割軽減
(軽減後の
均等割額
28,200 円)

令和6年度

$$\text{基礎控除額 (43 万円)} + 29.5 \text{ 万円} \times \frac{\text{世帯に属する被保険者数}}{\text{世帯に属する被保険者数}} + \{10 \text{ 万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)\}$$

以下の世帯

変更点

New

軽減割合

世帯（世帯主および被保険者）の総所得金額等

令和6年度（変更なし）

$$\text{基礎控除額 (43 万円)} + \{10 \text{ 万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)\}$$

以下の世帯

7割軽減
(軽減後の
均等割額
16,920 円)